報告

平成22年度 第２回 全国メディカルコントロール協議会連絡会

常任理事・救急医療部長　目黒　順一

標記連絡会が去る２月４日(金)、愛媛県松山市民会館において開催された。

本連絡会は、地域間格差のあったメディカルコントロール体制の統一化を図り、関係機関相互の協力と連携を円滑にするため設置され、通算８回目の開催となった。

総務省消防庁の長谷川救急専門官から開会、小林本連絡会会長より挨拶があり、引き続き、本協議会連絡会幹事で東京臨海病院の山本病院長が、「救急救命士の社会的役割～救急救命士法施行から20年を振り返って～」をテーマに、救急救命士の創設から将来に向かっての方向性を中心に特別講演を行った。

その一部を紹介すると、「救急事案が増加する中、交通事故による搬送は減少しているが、急病による搬送件数が増加しており、しかも高齢者の割合が高くなっている。一方、搬送する側の救急救命士は現在、４万人いるうちの７～８千人が救急業務に従事していないことが問題となっている。今後、５年間で100～150人、５年後からは450～500人が退職することになるが、救急処置件数が年々増加している中で退職者を含めた資格を持った救命士の職務拡大の検討は必須と思われる」と述べられた。

これに対して、フロアから救急救命士法第44条第２項に「救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定める以外の場所においてその業務を行ってはならない（以下略）」とされているため、これが撤廃されない限り、問題は解決されないとの指摘があった。

演題発表では、３つのテーマが報告された。まず、「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準策定・協議会設置の現状と課題」について、地元の愛媛大学の相引教授と松山市消防局の鵜久森課長より報告。相引教授からは、基準策定にあたっての協議方針として、現状の医療資源を前提に６つの医療圏ごとに作成し、現在行われている搬送・受け入れ体制を整理したことや、受け入れ医療機関確保基準では、医療機関が速やかに決まらない場合、圏域外はもとより県外医療機関にも受け入れ照会できる体制としたことなどの説明がなされた。

鵜久森課長は、消防機関と救急医療機関間での共通認識が必要との思いで、現場救急隊員と医師・看護師等との顔の見える関係を構築するため、意見交換会の場を設定したことを説明。消防機関側からは救急二次輪番制の交代時間帯における対応等について、また、医療機関等からは２台目の救急車の受け入れ等について提案され、協議の結果、対応策が決定されるなど、問題解決が図られているとのことであった。

次に「救急救命処置・活動」について、藤田保健衛生大学の野口教授と厚生労働省の中野救急医療専門官から報告。野口教授は救急救命士に医師の包括指示下での除細動や、オンラインでの気管挿管が業務として認められてきたこれまでの経緯等を中心に、自身が参画している厚生労働科学研究の検討経過などを説明した。中野救急医療専門官は、平成23年度からの実証研究の実施が検討されている救急救命士の処置範囲拡大については、現在、政府の行政刷新会議における規制・制度改革の検討事項として本格的に議論されることになるとの見通しを示した。

３点目は「新ガイドラインを踏まえた消防機関の対応」について、帝京大学の坂本教授と総務省消防庁の長谷川救急専門官より説明。

坂本教授は、昨年10月に公表されたガイドライン2010の二次救命処置のうち主に医療機関で行う部分では、蘇生後の低体温療法など集中治療に焦点が当てられる一方、CPRについては、一般市民に対しては気道確保や人工呼吸よりも先に胸骨圧迫を開始することとされたことを強調。今回のガイドライン改定に伴い、救急活動の見直しを実際の傷病者の転帰改善につなげるためには、MC協議会の役割はさらに重要となるとの見解を述べた。

長谷川救急専門官からは、ガイドラインに基づいた実施要領は今年中に作成し、地域のMC協議会と連携を図りながら、現場等で混乱が生じないよう準備をすすめ、体制が整い次第、移行したいとする方針が示され、最後に傷病者の搬送および受け入れに関する実施基準は、現時点で25都道府県であること等の報告があり閉会した。

この稿を終わるにあたり、今回の消防法の一部改正に伴う「傷病者の搬送および受入れの実施基準」の医療機関リスト等の策定にあたっては、私的二次医療機関への交付税措置の条件（年末までに策定できない地域には、交付金は交付されない）の関係もあり、年末の押し迫った時期に各地域MC協議会や医師会に協力要請をしたところ、非常に時間的余裕のない状況にもかかわらず、各圏域の従来からの体制を崩すことなく迅速に対応いただき、北海道の基準として公表できたことに対し、この紙面をお借りし厚く御礼申し上げる。今後、北海道では、さまざまな角度から検証を重ね、分類基準等の見直しを含め検討を続けていくこととなるので、引き続きよろしくお願いしたい。